

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第五十四号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の五の項の1のイ中「人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分」に改め、同1のロ中「建築物又は」を削り、同表の備考中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とする。

別表第二の一の項中「第十号」を「第六号」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）附則第二項に規定する変更の認定の申請（低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十七号）附則第二項に規定する変更の認定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。